### 「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」の進捗状況

平成 23 年 12 月 21 日 内閣官房 国家戦略室

#### 1. 総論

エネルギー・環境会議は、平成23月11月1日に「エネルギー需給安定行動計画」を決定し、その別添として、「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」 (以下、「アクションプラン」。)を取りまとめた。アクションプランは、26項目の重点課題については、年末に各省からエネルギー・環境会議に進捗状況を報告し、年度末には検討結果の報告を行うことを求めている。

エネルギー・環境会議事務局(国家戦略室)が、各省に対して、重点課題となっている規制・制度改革項目に関する検討状況やスケジュール等についてフォローアップを行った。以降にその概略を示す。

26項目の重点課題のうち、現時点で、既に措置済み又は結論を得たものが4項目ある。残りの22項目についても、審議会等の公の場での検討や関係省庁による検討が進んでいる。これらはいずれも原則として23年度中に結論を得ることとなっているが、年度末の検討結果の報告に向けて、来夏の電力需給安定化に資するよう、各省による検討の更なる加速化を要請する。

### 2. 重点別の検討状況

## (1) 第一の重点 ~電力システムの改革(9項目)

電力システム関連の9項目については、現時点で2項目が措置済みとなっている。 具体的には、電力会社への売電分を自社の節電分にカウントすることによって自家 発余剰電力を有効活用する仕組み(重点番号3)や、卸・IPP の発電余力による電 気を卸供給契約とは別途売電することによって活用する仕組み(重点番号9)につ いて指針等が公表された。

その他の7項目についても、多くの項目で改革の具体的内容や方向性が概ね固まりつつある。今後、例えば、インバランス料金の引き下げの対象となる期間や引き下げ額(重点番号2)、風力連系可能量の拡大の量(重点番号4)、スマートメーターの早期普及を担保する仕組み(重点番号7)などについて、具体的な内容の検討

を年度末までに速やかに行うよう各省に要請する。

なお、電力システムの改革に関しては、アクションプランに取り上げた項目にと どまるものではない。エネルギー環境会議が本年7月に示した「中間的な整理」の 考え方を踏まえ、発送電分離や原子力事業の在り方も含めた抜本的な電力改革につ いては、今後更なる検討を進めていく。

### (2) 第二の重点 ~再生可能エネルギーの導入加速(9項目)

再生可能エネルギー関連の9項目のうち、メガソーラーに係る工場立地法上の取扱いの見直し(重点番号11)については、太陽光発電に関する生産施設面積を75%まで緩和することを決定している。また、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を促進するため、次期通常国会に向けて、農地法や森林法等の手続きを簡素化する等の措置を講じる法案の具体的な検討が行われている(重点番号16)。

その他の7項目についても、多くの項目で改革の具体的内容や方向性が概ね固まりつつある。今後、例えば、地熱発電に関する自然公園の区分や開発段階毎の許可要件の明確化(重点番号 14)、国有林野における許可要件・基準の見直し(重点番号 17)の内容など、具体的な内容の検討を年度末までに速やかに行うよう各省に要請する。自然公園における風力発電の審査に関する技術ガイドライン(重点番号 12)については、事業者等の意見を聴取した上で、風力発電の特性を踏まえた見直しの要否と見直す場合の内容について、23 年度中に検討を行うことを要請する。

## (3) 第三の重点 ~省エネルギーの推進(8項目)

省エネルギー関連の8項目のうち、消防法上のリチウムイオン電池の取扱い規制の見直し(重点番号21)については、防火上必要な安全対策について検討会での結論を得ており、関連法令の改正に着手している。また、省エネ法における電力ピーク対策の積極評価(重点番号19)については次期通常国会での省エネ法の改正等の具体的な対応を含め検討が行われており、また、需要側の電力ピーク対策における供給事業者側の協力(重点番号20)についても、法的対応等について、幅広く検討が行われている。

その他の5項目についても、多くの項目で改革の具体的内容や方向性が概ね固まりつつある。今後、例えば、住宅・建築物関連(重点番号23、24、25)については、省エネ基準の見直しや省エネ性能を評価するラベリング制度について検討を行い、また2020年の省エネ基準の段階的義務化に向けた具体的な工程(義務化の対象、時期、水準)を次期通常国会における省エネ法改正にあわせて明確化するよう各省に要請する。

# 3. 今後の進め方

エネルギー・環境会議は、アクションプランに基づき、年度末には最終的な報告を取りまとめるよう要請する。措置済みとされた事項以外については、今後とも必要に応じて、国家戦略室から各省に対して進捗状況の確認を行うとともに、各省に対しては、年度末の報告に向けた検討の加速化を求める。